

職場積立 NISA 利用規約 奨励金に関する附則
(口座振替方式)

第 1 条(奨励金)

「職場積立 NISA 手当」は一例です。名称はご自由にお決めいただけます。

1. 事業主は利用者に対し、本制度の利用を奨励する目的で**職場積立 NISA 手当**として以下のとおり支給する。ただし、奨励金は給与所得として課税対象となる。
 - ・ 利用者 1 名あたり一律毎月●円
 - ・ (参考)各利用者の拠出金の●%
 - ・ 勤続○年以上 月額●●●円
 - ・ 勤続○年未満 月額▲▲▲円
2. 奨励金の支給は、拠出が確認された翌月の給与支給日とする。
3. 利用者が、利用規約第 5 条第 1 項に規定する役職その他法令上報酬支給に事業主の株主総会その他機関決定を必要とする役職に就任している場合、奨励金の支給は、当該機関決定が適式になされていることを条件とする。

第 2 条(拠出の確認)

1. 利用者は、本制度による取引の状況等を毎月事業主に報告する。